保護者の皆様

令和２年５月 13 日
佐野市教育委員会

学校給食費の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策として臨時学校休業が続き、今年度、学校給食はまだほとんど提供されておりません。一方、学校給食費につきましては、口座引き落とし事務手続きの関係から、４・５月分の給食費を通常どおりいただいている状況で、保護者の皆様にはご心配をおかけしております。

４月 30 日付け通知でもお知らせしましたが、今後につきましては、下記のとおり、６月分はいただかず、７月以降は年間の給食提供回数を鑑み、改めて調整いたしますのでよろしくお願いいたします。

記

〇今年度の見通し

６月：学校給食費はいただきません。
４・５月分としていただいた学校給食費につきましては、６月分と夏季休業期間の短縮による学校給食提供増分により、調整される見込みです。また、さらに調整が必要な場合は３月分で調整いたします。

７月：通常どおり、4,800 円(5,500 円)をいただきます。

８月：学校給食費はいただきません。（通常、いただいておりません）

９月以降：通常どおり 4,800 円(5,500 円)をいただきます。また、３月は給食の年間提供回数に応じた調整額をいただくことになります。なお、昨年度末(今年３月)の学校給食費の残額を今年度の学校給食費に繰り入れた学校については、調整額となる月が早まります。

【参考：学校給食費の仕組み（小学校及び義務教育学校前期課程の場合）】

学校給食の提供回数は月ごとに異なりますので、提供回数に応じて学校給食費を定めた場合は、月ごとに金額が異なります。

しかし、このようにした場合、手続きが複雑になることから、次のようにして毎月同額の学校給食費をいただくようにしております。また、提供回数に変更がある場合は、１食の単価をもとに年度末等に調整します。

(1) 学校給食費の月額を 4,800 円と定めます。
(2) 年間の給食の提供回数を 195 回とします。
(3) 学校給食費をいただく回数を８月を除く毎月（年間 11 回）とします。
(4) (1)から(3)により１食あたりの金額(単価)を算出します。

4,800 円×11 月÷195 回 ≒270 円

※中学校及び義務教育学校後期課程の場合、月額 5,500 円、単価 310 円

ご不明な点がある場合は、佐野市教育委員会学校教育課学校給食係（TEL20-3107）までお問い合わせください。